

關 係 法 令 等

下水道法(抜粋)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道(終末処理場を有するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の策定)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

- 2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあっては、国土交通大臣）に協議しなければならない。

- 3 国土交通大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かななければならない。

- 4 第二項の規定にかかわらず、都道府県である公共下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において公共下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、当該公共下水道管理者は、事業計画を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

- 5 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

- 6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
 - 3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（排水に関する受忍義務等）

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（使用の開始等の届出）

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（水洗便所への改造義務等）

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を

開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

（除害施設の設置等）

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条の11第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の10において準用する場合を含む。第4項（第12条の11第2項に

において準用する場合を含む。)及び第13条第1項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。
- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
- 5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
- 6 第1項及び前項の規定は、1の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、1年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

(特定施設の設置等の届出)

第12条の3 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- 七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

- 2 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。
- 3 特定施設の設置者は、前2項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(流域下水道管理者への通知)

第12条の10 流域関連公共下水道の管理者は、第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第12条の5の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道（第2条第4号ロに該当する流域下水道（以下「雨水流域下水道」という。）を除く。次項において同じ。）の管理者に通知しなければならない。

2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第1項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第2項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

（除害施設の設置等）

第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一 その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質（第12条の2第2項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第12条の2第4項の規定は、前項の条例について準用する。

（排水設備等の検査）

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（損傷負担金）

第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

（汚濁原因者負担金）

第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(行為の制限等)

第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- 一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)
- 二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
- 三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- 一 この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
- 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

- 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - 一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。
- 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 5 第32条第9項及び第10項の規定は、前項の補償について準用する。
- 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となった損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

第5章 罰 則

- 第45条** 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よって下水の排除を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第46条** 第12条の5（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第48条** 第11条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 第49条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- 一 第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項（第25条の10第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第12条の6第1項（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 三 第12条の12（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第13条第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第39条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第46条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

下水道法施行令(抜粋)

(排水設備の設置を要しない場合)

第7条 法第10条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第8条第1号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- 七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた)を設けること。
- 十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- 十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第8条の2 法第11条の2第1項(法第25条の10第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域

下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する1日における当該汚水の量50立方メートル以上とし、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、次条第1項第4号に該当する水質又は第9条の10若しくは第9条の11第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項第1号、第2号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第3号から第5号までに定める基準(法第12条の11第1項第2号(法第25条の10第1項において準用する場合を含む。次項、第9条の11第1項並びに第24条の5第1項及び第2項において同じ。)の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第9条の11第2項第2号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

- 2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第9条の11第2項第6号又は第7号に掲げる項目に関して同項第6号(ただし書を除く。)又は第7号(ただし書を除く。)に定める基準(法第12条の11第1項第2号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第9条 法第12条第1項(法第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

- 一 温度 45度以上であるもの
- 二 水素イオン濃度 水素指数5以下又は9以上であるもの
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラムを超えるもの
 - ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラムを超えるもの
- 四 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以上であるもの

- 2 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第1号から第33号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第34号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
- 二 シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
- 三 有機燐化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下

- 五 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
- 六 砒素及びその化合物 1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
- 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- 九 ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
- 十 トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下
- 十一 テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- 十二 ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- 十三 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- 十四 1,2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
- 十五 1,1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下
- 十六 シス-1,2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- 十七 1,1,1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
- 十八 1,1,2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 十九 1,3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 二十一 2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
- 二十二 S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- 二十三 ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- 二十四 セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- 二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素10ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素230ミリグラム以下
- 二十六 ふっ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふっ素15ミリグラム以下
- 二十七 1,4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下
- 二十八 フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
- 二十九 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
- 三十 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- 三十一 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下

三十二 マンガン及びその化合物（溶解性） 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下

三十三 クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下

三十四 ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下

2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第1項第34号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより2.3.7.8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第1項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準）

第9条の5 法第12条の2第3項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。第9条の9第2号において同じ。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令（同条第3項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

三 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

四 浮遊物質質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

五 ノルマルヘキササン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- 六 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。
- 七 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる項目（同項第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第9条の11第2項において同じ。）で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとする。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。
- 一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- 二 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- 三 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- 四 浮遊物質質量 1リットルにつき300ミリグラム未満
- 五 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- 六 燐含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- 3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。
- 一 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除され

たとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項第1号、第5号又は第6号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用される時。

二 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第2号から第4号までに掲げる項目に係る水質にあつては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用される時。

4 第1項各号及び第2項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

下水道法施行規則（抜粋）

（公共下水道の供用開始の公示事項）

第5条 法第9条第1項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置
- 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

建築基準法（抜粋）

（敷地の衛生及び安全）

第19条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

- 2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。
- 3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。
- 4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

（便所）

第31条 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

- 2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

建築基準法施行令（抜粋）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。

三 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四 略

五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

六 略

七 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第112条第1項から第4項まで、同条第5項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第8項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第13項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁にあって1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあっては45分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 略

2 略

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

小 牧 市 下 水 道 条 例

昭和61年10月9日

条 例 第 3 8 号

目 次

- 第1章 総 則 (第1条—第3条)
- 第2章 公共下水道
 - 第1節 排水設備の設置等 (第4条—第8条)
 - 第2節 使 用 (第9条—第19条)
 - 第3節 公共下水道の施設に関する構造基準等 (第20条・第21条)
- 第3章 雑 則 (第22条—第28条)
- 第4章 罰 則 (第29条・第30条)
- 附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、公共下水道の管理、使用、施設の構造の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 市に公共下水道を設置する。

(定 義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下 水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚 水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 下 水 道 法第2条第2号に規定する下水道をいう。
- (4) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道で、市が設置するものをいう。
- (5) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (6) 排 水 設 備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (7) 除 害 施 設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (8) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (9) 管 渠 排水管又は排水渠をいう。
- (10) 使 用 者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (11) 水 道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (12) 給 水 装 置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

(13) 使用月 下水道使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。

第2章 公共下水道

第1節 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則の定めるところによること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位人）	排水管の内径（単位ミリメートル）
150未満	100以上
150以上300未満	125以上
300以上500未満	150以上
500以上	200以上

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位平方メートル）	排水管の内径（単位ミリメートル）
200未満	100以上
200以上400未満	125以上
400以上600未満	150以上
600以上1,500未満	200以上
1,500以上	250以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリートその他の耐水性を有する材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設及びこれらに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について届出書により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、当該工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等(除害施設を除く。以下この条において同じ。)の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者で、規則で定めるところにより市長が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

第2節 使 用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条及び第11条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (4) 浮遊物質質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (7) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- 2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。
- 3 特定事業場から排除される下水が公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排水されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質（前項の規定が適用される場合にあっては、同項に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。
- 4 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該下水について第1項第2号から第5号までに掲げる項目に関し当該各号に定める水質（第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

（除害施設の設置）

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
 - (2) 温度 45度未満
 - (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
 - (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
 - (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (9) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第8号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第9号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

(管理責任者の選任)

第12条 除害施設の設置者は、当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。管理責任者を変更した場合も、同様とする。

(し尿の排除の制限)

第13条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第14条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第15条 市長は、使用者から公共下水道の使用料を徴収する。

2 給水装置を共有又は共用する使用者は、使用料の納入について連帯して義務を負うものとする。

- 3 使用料は、納入通知書又は集金の方法により2使用月をまとめて徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、毎使用月又は随時に徴収することができる。
- 4 使用者は、使用料を口座振替の方法により納入することができる。
- 5 市長は、公共下水道を一時使用する場合について必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず概算による使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときに行う。

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、隔月に検針する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。

2 排出量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、排出量及びその算定の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

(資料の提出)

第17条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の収納事務の委任)

第18条 使用料の収納の事務は、小牧市水道事業管理者の権限を有する者に委任するものとする。

(管理人の選定)

第19条 排水設備等を共同で使用する場合の使用者は、この条例で定める使用者に関する事項を処理するため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人を変更した場合も、同様とする。

第3節 公共下水道の施設に関する構造基準等

(排水施設の構造の基準)

第20条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして市長が規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓とう継手の設置その他の市長が規則で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、市長が規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第21条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第3章 雑 則

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の規定により公共下水道に施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第23条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占 用)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とす

る。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

- 2 市長は、前項の占有の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件については、この限りでない。
- 3 占用料の額及び徴収方法等については、小牧市道路占用料条例（昭和39年小牧市条例第45号）の規定を準用する。
- 4 占有の期間は3年以内とし、期間が満了した場合において市長が必要と認めたときは、その許可を更新することができる。ただし、公共下水道に下水を継続して排除することを目的とする占有物件については、この限りでない。

（原状回復）

第25条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その占有期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復し、市長に届け出て、検査を受けなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めたときは、この限りでない。

（手数料）

第26条 市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請をした者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- （1）責任技術者の登録 1件につき2,000円
- （2）指定工事店の指定 1件につき1万円
- 2 前項の規定は、責任技術者の登録又は指定工事店の指定を受けている者が、当該登録又は指定の有効期間内に当該登録又は指定の更新の申請をした場合には、適用しない。
- 3 第1項の手数料は、申請の際に徴収する。
- 4 既に徴収した手数料は、還付しない。

（使用料の減免）

第27条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（規則への委任）

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰 則

（罰 則）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- （1）第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- （2）排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を、同項に規定する期間内に行わなかった者
- （3）第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- （4）第10条、第11条又は第13条の規定に違反した使用者
- （5）第12条又は第14条第1項の規定による届出を怠った者
- （6）第17条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- （7）第25条の規定に違反した者

- (8) 第6条第1項、第22条若しくは第24条第1項の規定による申請書若しくは書類、第6条第2項本文若しくは第14条第1項の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第30条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第12号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（小牧市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第11条の規定による改正後の小牧市下水道条例別表の規定は、平成元年5月分（検針日が5月の場合は、6月分。以下この項において同じ。）として徴収する使用料から適用し、同年5月分前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第33号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の小牧市下水道条例別表の規定は、平成2年5月分（検針日が5月の場合は、6月分。以下同じ。）として徴収する使用料から適用し、同年5月分前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第35号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正後の小牧市下水道条例第16条第1項及び別表の規定は、平成8年6月の検針に基づき徴収する使用料から適用し、同月前の検針に基づき徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定（「1万円」を「5万円」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 平成11年4月1日前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第17号）

この条例は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第4号）

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第40号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年条例第11号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第42号）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する施設で、改正後の小牧市下水道条例第20条の規定に適合しないこととなるものに係る構造の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

附 則（平成25年条例第32号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年6月の検針に基づき徴収する料金から適用し、同月前の検針に基づき徴収する料金については、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

区 分	基本使用料（1使用月につき）		超過使用料（1使用月につき）	
	排 出 量	使 用 料	排 出 量	使用料（1立方メートルにつき）
一 般 用	10立方メートルまで	718円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	72円
			20立方メートルを超え 40立方メートルまで	87円
			40立方メートルを超え 100立方メートルまで	106円
			100立方メートルを超え 500立方メートルまで	131円
			500立方メートルを超えるもの	160円
公衆浴場用	100立方メートルまで	4,611円	100立方メートルを超えるもの	48円

備考 公衆浴場用とは、普通公衆浴場から排除されるものをいう。

小牧市下水道条例施行規則

昭和61年11月15日

規則 第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市下水道条例（昭和61年小牧市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(排水設備工事の実施及び接続方法)

第2条 条例第4条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、別に指示する方法によることができる。

- (1) 排水設備を公共ます等に固着させる箇所は、下流側の管渠等の底より高い箇所とすること。
- (2) 排水設備を公共ます等に取り付けるときは、公共ます等の内壁面に突き出さない方法で取付部は漏水の生じない措置を講ずること。

(排水設備の構造基準)

第3条 排水設備の構造基準については、法令の規定によるほか、次に定めるところによること。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 下水の流速は、1秒間に0.6メートルから1.5メートルの範囲内とする。
- (2) 排水管の土かぶりは、私道内では60センチメートル以上とし、宅地内では20センチメートル以上とする。

(排水設備等の計画の確認申請等)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、排水設備又は排水施設にあつては排水設備等計画確認申請書（様式第1）とし、除害施設にあつては除害施設計画確認申請書（様式第2）とする。

2 条例第6条第2項に規定する届出書は、排水設備等確認事項変更届（様式第3）とする。

3 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の計画の確認を受けた後でなければ、実施してはならない。

(排水設備等の工事の完了届)

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届（様式第4）による。

(検査済証)

第6条 条例第7条第2項に規定する検査済証は、様式第5とする。

(排水設備の設置義務免除の許可申請等)

第7条 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書の規定により、排水設備の設置義務の免除の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が指定する書類を添付しなければならない。

(排水設備等の軽微な工事)

第8条 条例第8条の規定による軽微な工事とは、排水設備等の施設を変更しない補修程度の工事とする。

(管理責任者の選任等の届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、除害施設管理責任者選任届(様式第7)による。

(使用開始等の届出)

第10条 条例第14条第1項の規定による届出は、公共下水道使用届(様式第8。以下「使用開始等届」という。)による。

(使用月の始期及び終期)

第11条 使用月の始期及び終期は、次に定めるとおりとする。

(1) 計量のための装置が設置してある場合は、使用水量を計量した日をもって始期とし、次の計量の日をもって終期とする。ただし、隔月に検針する場合は、その中間の日に相当する日をもって終期とし、その日をもって次の使用月の始期とする。

(2) 計量のための装置が設置していない場合は、月の初日をもって始期とし、その月の末日をもって終期とする。

(使用料の算定の特例)

第12条 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開(以下「開始等」という。)した場合の当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

(使用水量の認定等)

第13条 条例第16条第1項に規定する排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌使用月の排出量に含めるものとする。

2 条例第16条第2項第2号の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事にのみ水を使用する使用者については、世帯人員(使用開始等届を提出した日現在における住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録された者をいう。以下同じ。)1人につき1使用月6立方メートルの量をもって使用水量とみなす。ただし、使用者が使用月の中途において使用を開始等したときは、その期間の日数に応じて使用水量を認定する。

(2) 前号に規定する使用者以外の使用者については、その使用者の世帯人員、業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定する。

(3) 前2号により難いときは、使用者の使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定する。

3 市長は、前項の認定をするために必要があると認めるときは、計量のための装置を取り付けさせることができる。

4 水道水以外の水を使用する使用者は、世帯人員、使用水の種類又は使用形態に変更を生じた場合は、遅滞なく、世帯人員等変更届(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(排出量の申告)

第14条 条例第16条第2項第3号に規定する申告書は、排出量申告書(様式第10)とする。

(管理人選定等の届出)

第15条 条例第19条の規定による届出は、排水設備等管理人選定届(様式第11)による。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)

第16条 条例第20条第3号に規定する市長が規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これらの施設を補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によつて下水の排除に支障が生じないよう講ずる措置）

第17条 条例第20条第5号に規定する市長が規則で定める措置は、次条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭くい基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

（耐震性能）

第18条 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設（これを補完する施設を含む。）をいう。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。
- (2) 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

2 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(排水管の内径及び排水渠きよの断面積の数値)

第19条 条例第20条第6号に規定する市長が規則で定める数値は、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径は、100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とする。

(2) 排水渠きよの断面積は、5,000平方ミリメートルとする。

(行為の許可申請)

第20条 条例第22条に規定する申請書は、物件設置許可申請書（様式第12）とする。

(占用の許可申請)

第21条 条例第24条第1項に規定する申請書は、公共下水道占用許可申請書（様式第13）とする。

(原状回復の届出)

第22条 条例第25条の規定による届出は、原状回復届（様式第14）による。

(使用料の減免申請)

第23条 条例第27条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第15）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第33号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年規則第4号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年規則第2号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第26号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第34号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

(表)

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所
氏名 (印)
(電話)
指定工事店 住所
氏名 (印)
(電話)

次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
水道量水器番号	第 号		
設置場所	小牧市		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 汚水設備 <input type="checkbox"/> 雨水設備	<input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 除害施設	<input type="checkbox"/> 浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用者	住所 氏名 (印) (電話)		
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水	<input type="checkbox"/> 水道水・井戸水の併用 <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用人数	人	敷地面積	平方メートル
		建築延べ面積	平方メートル (階建)
水洗便所改造資金 融資あつせん希望	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
※申請者が借地人又は借家人の場合のみ記入すること。			
建物所有者の承認	住所	氏名	(印)
土地所有者の承認	住所	氏名	(印)

※下記欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり確認します。	
小牧市長 山下 史守朗 (印)	
確認番号	第 号
下水番号	第 号
区 域	<input type="checkbox"/> 認可区域内 <input type="checkbox"/> 認可区域外
特記事項	

(裏)

添 付 書 類

- 1 申請地、方位及び目標物を表示した縮尺2,500分の1程度の位置図
- 2 排水設備調書
- 3 排水設備にあつては、敷地の境界、管渠及びますの位置並びに管渠の延長、こう配及び口径又は内りを知ることできる次の図面
 - (1) 平面図 縮尺200分の1程度
 - (2) 配管立図 縮尺200分の1程度
 - (3) 構造詳細図 縮尺20分の1程度
 - (4) その他市長が必要と認める図面
- 4 他人の所有する排水設備又は他人の土地を通り使用(借用)する場合にあつては、それらの所有者の承諾書

(注) 法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2(第4条関係)

除害施設計画確認申請書

年 月 日

(宛先)小牧市長

申 請 者 住 所

氏 名 ㊟

(電話)

次のとおり申請します。

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 築		
工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地(設置場所)	小牧市		
特定施設の種類			
除害施設の種類		除害施設の構造	
除害施設の使用法		処 理 方 法	
用水及び排水の系統		汚水量及び水質	
使用水及び使用量	水 道 水	月 平 均	日 最 大
	井 戸 水	立方メートル	立方メートル
	そ の 他	立方メートル	立方メートル
	合 計	立方メートル	立方メートル
工 事 施 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		

※下記欄は、記入しないこと。

	年 月 日
上記のことについて、次のとおり確認します。	
小牧市長 ㊟	
確 認 番 号	第 号
下 水 番 号	第 号
区 域	<input type="checkbox"/> 認可区域内 <input type="checkbox"/> 認可区域外
特 記 事 項	

(注) 法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第4条関係）

排水設備等確認事項変更届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者住所

氏名 ⑩

(電話)

指定工事店住所

(施工業者)氏名 ⑩

(電話)

次のとおり届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 排水設備等 <input type="checkbox"/> 除害施設	
確認番号	第 号	
下水番号	第 号	
設置場所	小牧市	
変更前		変更理由
変更後		

※下記欄は、記入しないこと。

		年 月 日
上記のことについて、次のとおり確認します。		
		小牧市長 ⑩
確認番号	第 号	
下水番号	第 号	
特記事項		

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第5条関係）

排水設備等工事完了届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所
 氏名 ⑩
 (電話)
 指定工事店 住所
 (施工業者) 氏名 ⑩
 (電話)

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 排水設備等	<input type="checkbox"/> 除害施設
確 認 番 号	第	号
下 水 番 号	第	号
設 置 場 所	小牧市	
工 事 完 了 年 月 日	年	月 日
備 考		

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5（第6条関係）

検 査 済 証

年 月 日

様

小牧市長

印

次のとおり交付します。

検 査 済 証 番 号	第 号
検 査 年 月 日	年 月 日
下 水 番 号	第 号
検 査 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 汚水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> 雨水設備 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
設 置 場 所	小牧市
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6（第7条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住 所
氏 名 (印)
(電話)

次のとおり申請します。

水道量水器番号	第 号		
申請場所	小牧市		
使用者	住所 氏名 (電話)		
敷地面積	平方メートル		
特定施設の種別			
除害施設の種別		除害施設の構造	
除害施設の使用法		処 理 方 法	
用水及び排水の系統		汚水量及び水質	
使用水及び使用量	水道水	月 平 均 立方メートル	日 最 大 立方メートル
	井戸水	立方メートル	立方メートル
	その他	立方メートル	立方メートル
	合 計	立方メートル	立方メートル
水質監視責任者	住所 氏名 (電話)		

※下記欄は、記入しないこと。

		年 月 日
上記のことについて、次のとおり許可します。		
		小牧市長 (印)
許可番号	第 号	
区 域	<input type="checkbox"/> 認可区域内 <input type="checkbox"/> 認可区域外	
許可条件		

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7（第9条関係）

除害施設管理責任者選任届

（宛先）小牧市長

申請者 住 所

氏 名

⑩

（電話

）

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 変 更
下 水 番 号	第 号
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地（設置場所）	小牧市
除 害 施 設 の 種 類	
除害施設管理責任者	住 所 (ふりがな) 氏 名 電 話
選 任 年 月 日 変 更	年 月 日
備 考	

- （注） 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。
2 変更の場合は、旧除害施設管理責任者氏名を備考欄に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8（第10条関係）

公共下水道使用届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

使用者 住 所

氏 名 ⑩

(電話)

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開 年 月 日から
下 水 番 号	第 号
水道量水器番号	第 号
排水設備等の設置場所	小牧市
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水の併用 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

(注) 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

2 水道水以外の水を使用している場合は、関係書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9（第13条関係）

世帯人員等変更届（井戸水等）

年 月 日

（宛先）小牧市長

使用者 住 所

氏 名

⑩

（電話

）

次のとおり届け出ます。

下 水 番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

（注）法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第10（第14条関係）

排出量申告書

年 月 日

（宛先）小牧市長

使用者 住所

氏 名 ⑩

（電話 ）

次のとおり申告します。

下 水 番 号	第 号
使 用 期 間	年 月 分 (年 月 日から 年 月 日まで)
使 用 水 量	水道水 立方メートル 井戸水 立方メートル その他 立方メートル 合 計 立方メートル
製品化した使用水量	
排 出 量	
備 考	

（注）法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11（第15条関係）

排水設備等管理人選定届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

(電話)

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 選定 <input type="checkbox"/> 変更	
下 水 番 号	第 号	
設 置 場 所	小牧市	
排 水 設 備 等 使 用 者	住 所	氏 名
管 理 人	住 所 (ふりがな) 氏 名 ⑩	電 話
選 定 年 月 日 変 更	年 月 日	
備 考		

- (注) 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 変更の場合は、旧管理人氏名を備考欄に記入すること。
 3 使用者が多数の場合は、別紙に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

物件設置許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所
氏名 ④
(電話)

次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 (年 月 日 第 号)
行為目的	
行為場所	小牧市
処理分区名等	分区 幹線
設置物件等	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為(占有)期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の実施方法	
施行業者	住所 氏名 ④ 電話
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図 <input type="checkbox"/> 縦断図面 <input type="checkbox"/> 横断図面 <input type="checkbox"/> 利害関係があるときはその意見書

※ 下記欄は、記入しないこと。

<p>年 月 日</p> <p>上記のことについては、次のとおり許可します。</p> <p>小牧市長 ④</p>	
許可番号	第 号
行為許可期間 (占有期間)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日から 年 月 日まで
工事の時期	許可の日から 日間
占有の料金	料金は、 額金 円とし、市長の発する納入通知書により納期限内に納入すること。

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる所在地を記入すること。

遵守事項

- 1 物件設置者は、市長の許可を得なければ、許可により生ずる権利義務を他人に譲渡することはできない。
- 2 行為(占有)の許可期間が満了したとき、物件設置者においてその目的を廃止したとき、市長が物件の移転の必要を認めたとき、又は市長が許可を取り消したときは、市長の指示に従い行為に関する物件を除却し、公共下水道を現状に回復しなければならない。ただし、除却に要する費用は、物件設置者の負担とする。
- 3 工事の作業実施に当たっては、申請者のとおり行い他人に迷惑をかけないように実施する。

条 件 (指示事項)

公共下水道占用許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所
氏名 ㊟
(電話)

次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 更新 (年 月 日 第 号)
占用目的	
占用場所	小牧市
占用物件等	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の実施方法	
施行業者	住所 氏名 ㊟ 電話
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図 <input type="checkbox"/> 縦断図面 <input type="checkbox"/> 横断図面 <input type="checkbox"/> 利害関係があるときはその意見書

※ 下記欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについては、次のとおり許可します。 小牧市長 ㊟	
許可番号	第 号
占用許可期間	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新 年 月 日から 年 月 日まで
工事の時期	許可の日から 日間
占用の料金	料金は、 額金 円とし、市長の発する納入通知書により納期限内に納入すること。

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる所在地を記入すること。

遵守事項

- 1 占有者は、市長の許可を得なければ、許可により生ずる権利義務を他人に譲渡することはできない。
- 2 占有の許可期間が満了したとき、占有者においてその目的を廃止したとき、市長が占有物件の移転の必要を認めたとき、又は市長が許可を取り消したときは、市長の指示に従い占有に関する物件を除却し、公共下水道を現状に回復しなければならない。ただし、除却に要する費用は、占有者の負担とする。
- 3 工事の作業実施に当たっては、申請者のとおり行い他人に迷惑をかけないように実施する。

条 件 (指示事項)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

様式第14（第22条関係）

原 状 回 復 届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(電話)

次のとおり届け出ます。

占用（行為）場所	小牧市
占 用 物 件 等	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	第 年 月 日 号
施 工 業 者	住 所 (ふりがな) 氏 名 ㊟ 電話
工事完了年月日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図 <input type="checkbox"/> 縦断面図 <input type="checkbox"/> 横断面図 <input type="checkbox"/> 利害関係者があるときはその意見書

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第15（第23条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

(電話)

次のとおり申請します。

下 水 番 号	第 号	
使用料納入通知書番号	第 号	
使 用 料	排水設備等の 設置場所	小牧市
	減免申請額	年度 月分 金 円（立方メートル）
減免を受けようとする 理 由		

※下記欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり決定しました。	
小牧市長 ⑩	
決 定 番 号	第 号
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却 下
決 定 理 由	
減 免 す る 額	円： 年度 月分： 立方メートル

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

小牧市下水道排水設備指定工事店規則

平成 10 年 6 月 23 日

規則第 26 号

小牧市排水設備指定工事人規則（昭和 61 年小牧市規則第 23 号）の全部を改正する。

目 次

- 第 1 章 総 則（第 1 条）
- 第 2 章 指定工事店（第 2 条—第 10 条）
- 第 3 章 責任技術者（第 11 条—第 19 条）
- 第 4 章 告 示（第 20 条）
- 第 5 章 雑 則（第 21 条・第 22 条）

附 則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この規則は、小牧市下水道条例（昭和 61 年小牧市条例第 38 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、小牧市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び小牧市下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 指定工事店

（指定工事店の指定の申請）

第 2 条 条例第 8 条の規定により指定工事店の指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第 1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類
- （2）法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し、役員名簿（様式第 1 の 2）及び代表者に関する前号に定める書類
- （3）営業所の平面図及び付近見取図（様式第 2）並びに写真
- （4）責任技術者被登録資格者名簿（様式第 3）及び雇用関係（採用の予定を含む。）を証する書類
- （5）前号の名簿に記載された者が責任技術者の登録を受ける資格（以下「被登録資格」という。）を有することを証する書類
- （6）排水設備等の工事（条例第 8 条に規定する排水設備等の工事をいう。以下同じ。）の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- （7）納税証明書（市民税及び固定資産税）
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定工事店の指定）

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、工事業者が次に掲げる要件に適合していると認めたときは、これを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 被登録資格を有する者が1人以上専属していること。
 - (2) 排水設備等の工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
 - (3) 愛知県内に営業所を有していること。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 工事業者（法人にあっては、代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない場合
 - イ 工事業者（法人にあっては、代表者）が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消された日から起算して2年を経過していない場合
 - ウ 工事業者が第9条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消された日から起算して2年を経過していない場合
 - エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合
 - オ 工事業者（法人にあっては、代表者）が小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - カ 法人にあっては、その役員のうち、アからオまでのいずれかに該当する者がある場合
- 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

（指定工事店証）

第4条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、小牧市下水道排水設備指定工事店証（様式第4。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第5）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（指定の有効期間）

第5条 指定工事店の指定の有効期間は、指定工事店の指定を受けた日から起算して4年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備等の工事を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 排水設備等の工事の施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。

(2) 排水設備等の工事は適正な工費で施行し、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。

(3) 排水設備等の工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わないこと。

- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 排水設備等の工事は、条例第6条に規定する排水設備等の工事の計画に係る市長の確認を受けたものとする。
- (6) 排水設備等の工事は、責任技術者の監理の下において設計し、かつ、施行すること。
- (7) 排水設備等の工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者の立会いの上、市長が実施する完了検査を受けること。
- (8) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められたときは、速やかに改修すること。
- (9) 災害等緊急時に排水設備等の復旧に関して市長からの協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。
- (10) 業務に関する帳簿を備え、これに排水設備等の工事の施行状況及びその他の事項を記載しておくこと。

3 市長は、排水設備等の工事の適正を図るため必要があると認めるときは、指定工事店に対し業務状況その他について随時に調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(指定の更新)

第7条 指定工事店は、指定の有効期間の満了後も引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、下水道排水設備指定工事店指定申請書に次に掲げる書類を添えて、当該期間の満了する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第7号に掲げる書類
- (2) 専属責任技術者名簿（様式第6）及び雇用関係を証する書類
- (3) 専属する責任技術者の責任技術者証（第14条第1項の規定に基づき市長が交付したものをいう。以下同じ。）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第3条の規定は、市長が指定工事店として引き続き指定を行うときに準用する。この場合において、同条第1項第1号中「被登録資格を有する者」とあるのは、「責任技術者」と読み替えるものとする。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第8条 指定工事店は、第3条第1項の要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに下水道排水設備指定工事店指定辞退届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに下水道排水設備指定工事店異動届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者又は役員に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。
- (5) 営業所を移転したとき。
- (6) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第9条 市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は1年を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(1) 条例、この規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不相当と認めたとき。

(指定工事店証等の返納)

第10条 指定工事店は、第3条第1項の要件を欠くに至ったとき、第8条第1項の規定により営業の廃止を届け出たとき又は前条第2項の規定により指定の取消しを受けたときは、指定工事店証及び責任技術者証を市長に返納しなければならない。

2 指定工事店は、第8条第1項の規定により営業の休止を届け出たとき又は前条第2項の規定により指定の効力の停止を受けたときは、その休止又は停止の期間中指定工事店証及び責任技術者証を市長に返納しなければならない。

第3章 責任技術者

(責任技術者の登録の申請)

第11条 条例第8条に規定する責任技術者の登録を受けようとする者は、責任技術者登録申請書(様式第9)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書及び写真

(2) 被登録資格を有することを証する書類

(3) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類

(4) 指定工事店との雇用関係を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(被登録資格)

第12条 愛知県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する責任技術者認定試験(以下「試験」という。)に合格した者は、被登録資格を有するものとする。

2 被登録資格の有効期間は、試験に合格した日から起算して5年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを1年間に限り延長することができる。

3 被登録資格の有効期間の満了後もなお被登録資格を保持しようとする者は、協会が実施する更新講習(以下「更新講習」という。)を受講しなければならない。

4 更新講習を受講した者の被登録資格の有効期間は、更新講習を受講した日(以下「受講日」という。)から起算して5年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを1年間に限り延長又は短縮することができる。

(責任技術者の登録)

第13条 市長は、第11条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が次に掲げる要件に適合していると認めたときは、これを責任技術者として登録するものとする。

(1) 被登録資格を有すること。

(2) 指定工事店と雇用関係があること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者の登録を取り消された日から起算して2年を経過していない者

ウ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(責任技術者証)

第14条 市長は、責任技術者としての登録を行った者に対し、小牧市下水道排水設備工事責任技術者証(様式第10)を交付する。

2 責任技術者は、排水設備等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、氏名若しくは住所又は専属する指定工事店に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは、直ちに責任技術者異動届(様式第11)に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書(様式第12)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(登録の有効期間)

第15条 責任技術者の登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、登録の日から被登録資格の有効期間の末日までとする。

(責任技術者の責務)

第16条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備等の工事の設計及び施行(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、担当する排水設備等の工事が完了したときは、市長が実施する完了検査に立ち会わなければならない。

(登録の更新)

第17条 責任技術者は、登録期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間の満了する日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、更新講習を受講しなければならない。

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、責任技術者登録申請書に次に掲げる書類等を添えて、登録期間の満了する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書及び写真

(2) 更新講習受講修了証の写し及び責任技術者証

(3) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 登録更新を受けた責任技術者の登録期間は、登録更新の日から被登録資格の有効期間の末日までとする。

5 第13条の規定は、市長が登録更新を行うときに準用する。

(登録の取消し等)

第18条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は1年

を超えない期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- (1) 第13条の要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 条例、この規則等に違反したとき。
 - (3) 業務に関し不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。
- (責任技術者証の返納)

第19条 責任技術者は、前条の規定により登録の取消し又は登録の効力の停止を受けたときは、責任技術者証を市長に返納しなければならない。

第4章 告 示

(告 示)

第20条 市長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。

- (1) 指定工事店を指定したとき。
 - (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を一時停止したとき。
- 2 市長は、協会が試験又は講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は講習の日時等を告示するものとする。

第5章 雑 則

(事務連絡会等)

第21条 市長は、指定工事店による排水設備等の工事の適正な施行等を確保するため、定期に又は必要に応じて事務連絡会及び講習会を開催するものとする。

(雑 則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市排水設備指定工事人規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定に基づき認可された工事人（以下「旧指定工事人」という。）は、改正後の小牧市下水道排水設備指定工事店規則（以下「新規則」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された指定工事店とみなす。この場合において、旧指定工事人の認可の有効期間は、平成11年3月31日までとする。
- 3 旧指定工事人が平成11年3月31日までに新規則第2条の規定による申請をしたときは、当該申請は、新規則第7条第1項の規定による申請とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第17条第3項の規定に基づき登録された責任技術者（以下「旧責任技術者」という。）は、新規則第13条の規定に基づき登録された責任技術者とみなす。この場合において、旧責任技術者の登録の有効期間は、平成12年3月31日までとする。
- 5 旧責任技術者が平成12年3月31日までに新規則第11条の規定による申請をしたときは、当該申請は、新規則第17条第3項の規定による申請とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則第17条第1項の規定に基づく責任技術者の登録を受ける資格

を有する者で、かつ、支部が実施する経過措置のための講習（以下「経過措置講習」という。）を受講した者は、新規則第12条第1項に規定する被登録資格を有する。この場合において、同条第2項の規定の適用については、同項中「試験に合格した日」とあるのは、「支部が実施する経過措置のための講習を受講した日」とする。

- 7 前項の規定は、この規則の施行の際現に愛知県内の他の地方公共団体において責任技術者（これに準ずる者を含む。）の登録を受ける資格を有する者で、かつ、経過措置講習を受講した者について準用する。

（保証金の返還）

- 8 旧規則第11条の規定に基づき納付された保証金は、平成11年3月31日までに返還する。

（配管工の資格証等の返納）

- 9 旧規則第25条において準用する旧規則第17条の規定により配管工の資格証又は登録証の交付を受けている者は、当該資格証又は登録証を速やかに市長に返納しなければならない。

附 則（平成12年規則第27号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第7号）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第24号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市下水道排水設備指定工事店規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市下水道排水設備指定工事店規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成24年規則第34号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年規則第46号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市下水道排水設備指定工事店規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市下水道排水設備指定工事店規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第2条、第7条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）

（宛先）小牧市長

申請業者	ふりがな 商号			
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()	印	
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()		

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書及び経歴書
- 2 個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類
- 3 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び役員名簿
- 4 営業所の平面図及び付近見取図並びに写真（新規指定の場合）
- 5 責任技術者被登録資格者名簿（新規指定の場合）又は専属責任技術者名簿（指定更新の場合）及び雇用関係を証する書類
- 6 工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（新規指定の場合）
- 7 納税証明書（市民税及び固定資産税）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（第2条関係）

営業所の平面図及び付近見取図	
平面図	面積 m^2
付近見取図	線 駅下車 バス・徒歩 分

- (注) 1 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
2 付近の見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。
3 営業所の外部及び内部の状態が分かる写真数枚を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第2条関係）

年 月 日

責任技術者被登録資格者名簿

指定番号 第 号

商 号

営業所所在地

電話 ()

代表者氏名 ㊟

ふりがな 被登録者氏名	住 所	摘 要

〔添付書類〕

- 1 責任技術者認定試験合格証の写し
- 2 指定工事店との雇用関係を確認できるものとして、次の各号のいずれか一つ
 - (1) 組合健保又は政府管掌健保の被保険者証（国民健康保険証を除く。）の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第4条関係）

年 月 日

小牧市下水道排水設備指定工事店証

小牧市長

印

下記の者を、小牧市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項の規定により、小牧市下水道排水設備指定工事店として指定する。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 工 事 店 名 (商 号)	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5（第4条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

（宛先）小牧市長

申 請 業 者	指 定 番 号	第 号		
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商 号)			
	ふ り が な 代 表 者 氏 名		印	
	営 業 所 所 在 地	電話 ()		

〔理由及び経過説明〕

〔添付書類〕

指定工事店証（き損した場合）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6（第7条関係）

年 月 日

専属責任技術者名簿

指 定 番 号 第 号

商 号

営業所所在地

電話 ()

代表者氏名 ⑩

ふりがな 責任技術者氏名	住 所	登録番号	摘 要
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、次の各号のいずれか一つ
 - (1) 組合健保又は政府管掌健保の被保険者証（国民健康保険証を除く。）の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7（第8条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定辞退届

（宛先）小牧市長

申 請 者	指 定 番 号	第 号		
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商 号)			
	ふ り が な 代 表 者 氏 名		印	
	営 業 所 所 在 地	電 話 ()		
	理 由			

〔添付書類〕

- 1 指定工事店証
- 2 専属責任技術者の責任技術者証

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8（第8条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店異動届

（宛先）小牧市長

指 定 番 号 第 号
 指定工事店名（商号）
 代 表 者 氏 名 ⑩

異 動 事 項	新	旧
ふ り が な 商 号（組 織）		
添 付 書 類	① 登記事項証明書（法人のみ） ② 指定工事店証 ③ 専属責任技術者の責任技術者証	
ふ り が な 商号（代表者又は役員）		
添 付 書 類	① 登記事項証明書（法人のみ） ② 指定工事店証 ③ 経歴書 ④ 個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者 で復権を得ないものでないことを証する書類 ⑤ 法人の役員の異動の場合 は、①及び役員名簿	
住 居 表 示		
添 付 書 類	① 住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書（登記事項証明書でも可） ② 指定工事店証	
電 話 番 号		
添 付 書 類	な し	
営 業 所		
添 付 書 類	①営業所の平面図、付近見取図及び写真 ②登記事項証明書（法人のみ） ③ 指定工事店証 ④固定資産物件証明書（建物の登記簿の登記事項証明書でも 可）又は賃貸借契約書の写し	
専 属 責 任 技 術 者		
添 付 書 類	専属責任技術者名簿	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

責任技術者登録申請書（新規・更新）

（宛先）小牧市長

申 請 者	ふりがな 氏 名	⑩
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	電 話 番 号	()
	登 録 番 号 (登録更新者のみ)	第 号
	専 属 工 事 店	所在地 商 号 電話

〔添付書類〕

- 1 住民票記載事項証明書
- 2 写真（最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3.4cm×横3.0cm）2枚
- 3 責任技術者認定試験合格証の写し（新規登録の場合）又は責任技術者証及び更新講習受講修了証の写し（登録更新の場合）
- 4 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類
- 5 指定工事店との雇用関係を証する書類（新規登録の場合）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第10（第14条関係）

（表）

<h2 style="margin: 0;">小牧市下水道排水設備工事責任技術者証</h2>			
氏 名			
生年月日	年	月	日
住 所			
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="margin: 0;">写 真</p>	有 効 期 間	年	月
		年	月
	登 録 番 号	日 か ら	
	専 属 工 事 店 名	日 ま で	
	指 定 番 号		
小牧市長			印

（裏）

	年 月 日	専 属 工 事 店 名	指 定 番 号	備 考
異 動 事 項				
記 事				
<p>本証に関する責任技術者の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排水設備等の工事の業務に従事するときは、常に本証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 本証をき損し、又は紛失したときは直ちに再交付を受け、氏名又は住所に異動があったときは届け出なければならない。 3 登録を取り消され、又は登録の効力を停止されたときは、本証を遅滞なく返納しなければならない。 				

備考 用紙の大きさは、縦68ミリメートル、横97ミリメートルとする。

様式第11（第14条関係）

年 月 日

責 任 技 術 者 異 動 届

（宛先）小牧市長

登録番号 第 号

氏 名 印

新 住 所			
	電話番号 ()		
旧 住 所			
	電話番号 ()		
ふりがな 新 氏 名		ふりがな 旧 氏 名	
新 専 属 工 事 店	指定番号	旧 専 属 工 事 店	指定番号
	商 号		商 号
	所 在 地		所 在 地

〔添付書類〕

- 1 住民票記載事項証明書
- 2 責任技術者証

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

責任技術者証再交付申請書

（宛先）小牧市長

申 請 者	ふりがな氏名	⑩
	生年月日	年 月 日
	住所	
	電話番号	()
	登録番号	第 号
	専属工事店	指定番号
	商号	
	所在地	電話 ()

〔添付書類〕

- 1 住民票記載事項証明書
- 2 写真（最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3.4cm×横3.0cm）2枚
- 3 理由書（紛失した場合）
- 4 責任技術者証（き損した場合）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

小牧市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則

昭和61年11月15日

規則第24号

(趣 旨)

第1条 この規則は、くみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を撤去するために要する資金（以下「改造資金」という。）の融資のあっせん及び融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）への利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(融資のあっせん対象)

第2条 改造資金の融資のあっせんは、次の各号のいずれかに掲げる工事（以下「改造工事」という。）を対象とする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び洗浄用具の設置工事並びにこれに伴う排水設備工事
- (2) し尿浄化槽の撤去工事及びこれに伴う排水設備工事
- (3) 市長が前2号の工事と同等と認める工事

(融資のあっせんを受けられることができる者)

第3条 改造資金の融資のあっせんを受けられることができる者は、公共下水道及び小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成16年小牧市条例第8号）第2条第2号に規定する農業集落排水処理施設によって汚水を排除できる区域内の家屋の所有者又は占有者（当該改造工事について所有者の承認を得た場合に限る。）とし、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 市税、小牧市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年小牧市条例第15号）第1条に規定する負担金及び小牧市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成10年小牧市条例第23号）第1条に規定する分担金を完納していること。
- (2) 自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。
- (4) 弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。

(融資のあっせん額)

第4条 改造資金の融資のあっせん額は、改造工事に要した費用の額以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、改造工事に要した費用の額が次の各号に掲げる改造工事の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超える場合における融資のあっせん額は、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 第2条第1号に定める工事及び市長がこれと同等と認める工事 1件につき54万円
- (2) 第2条第2号に定める工事及び市長がこれと同等と認める工事 1件につき36万円

(融資の条件)

第5条 市長が改造資金の融資のあっせんをする条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資金には、利子を付さない。
- (2) 融資金の償還は、融資を受けた月の翌月から36月以内の元金均等の方法による償還とする。ただし、償還期日前においても繰上償還をすることができる。

(利子補給)

第6条 市長は、改造資金を融資した取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還期日を経過した融資に係る利子相当額（災害その他市長が特に必要があると認めた場合の利子相当額を除く。）は、補給しない。

2 前項の利子補給の方法及び利率については、市長と取扱金融機関において協議して定める。
(融資のあっせんの申込み)

第7条 改造資金の融資のあっせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、水洗便所改造資金融資あっせん申込書（様式第1）に必要な書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込みは、小牧市下水道条例（昭和61年小牧市条例第38号）第6条第1項又は小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第10条第1項による排水設備等の計画の確認申請と併せて行わなければならない。

(融資のあっせんの決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の申込みを受けたときは、融資のあっせんの適否及びあっせん額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(融資のあっせん額の確定等)

第9条 市長は、小牧市下水道条例第7条第2項又は小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第13条第2項に規定する検査済証を交付した後に、融資のあっせん額を確定し、水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書（様式第3）により申込者に通知するとともに、水洗便所改造資金融資依頼書（様式第4）により取扱金融機関に融資の依頼をするものとする。

(融資のあっせんの取消し等)

第10条 市長は、融資のあっせんの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部又は一部をその者に負担させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく償還金を期日までに償還しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第27号）

- 1 この規則は、昭和64年1月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資のあっせんの決定を受けた改造資金から適用し、同日前に融資のあっせんの決定を受けた改造資金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第1号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則（以下「新規規則」という。）第4条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に融資のあっせんの決定を受けた改造

資金から適用し、同日前に融資のあっせんの決定を受けた改造資金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の小牧市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年規則第2号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年規則第36号）

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第13号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第28号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1（第7条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん申込書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申込者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

次のとおり申し込みます。

申 込 金 額	円		
希 望 する 取 扱 金 融 機 関 名			
連 帯 保 証 人	住 所		
	氏 名	⑩	電話
建 物 所 有 者 の 承 認	住 所		
	氏 名	⑩	電話
設 置 場 所			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 費 見 積 額	円		
指 定 工 事 店	住 所		
	氏 名		
添 付 書 類	1 連帯保証人の印鑑証明書の写し 2 申込者の納税証明書の写し		

（注）法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（第8条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日申込のあった水洗便所改造資金融資あっせんについて、次のとおり決定しました。

決 定 区 分	承 認 ・ 却 下
決 定 理 由	
あ っ せ ん 額	円
取 扱 金 融 機 関 名	
融 資 時 期	水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書の交付後とする。
あ っ せ ん 条 件	小牧市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則を守ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第9条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書

年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付けで決定した水洗便所改造資金融資あっせんについて、次のとおりあっせん額を確定しましたので通知します。

決定番号		第	号
あっせん額			円
取扱金融機関名			
申込者	住所		
	氏名		
連帯保証人	住所		
	氏名		
			償還 月分

※融資の申込みをする際、この通知書を取り扱い金融機関に提示してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第9条関係）

水洗便所改造資金融資依頼書

年 月 日

様

小牧市長

印

水洗便所改造資金の融資について、次のとおり依頼します。

決 定 番 号	第	号
あ っ せ ん 額		円
申 込 者	住 所	
	氏 名	
連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	
指 定 工 事 店	住 所	
	氏 名	
		償 還 　　　　　 か月分

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

小牧市下水道事業排水設備技術基準

(目 的)

第1条 この基準は、排水設備の設置及び構造、その他必要な技術上の基準を定め、排水設備工事の適正な施工を図るとともに、当該工事に係る設計審査及び完了検査の指針とすることを目的とする。

(技術基準)

第2条 排水設備の技術上の基準としては、下水道法、下水道法施行令、下水道条例、下水道条例施行規則に基づくほか、「下水道排水設備指針と解説」(社団法人 日本下水道協会)を標準とする。

(阻集器)

第3条 阻集器の種類と設置箇所等は、次の表のとおりとする。

種 類	阻 集 物	設 置 箇 所	大 き さ
グリース阻集器	脂肪分	飲食店・ホテル	空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S217参照
オイル阻集器	ガソリン油類	ガソリンスタンド 自動車修理工場	基本容量0.2m ³ 、作業場面積10m ² 増 すごとに0.03m ³ 増
サンド阻集器	泥・砂	石材店	泥だめ深さ15cm以上容量0.5m ³ 以上
ヘア阻集器	毛髪	理髪店・美容院	理美容椅子1脚につき15ℓ
ランドリー阻集器	糸くず・布くず・ ボタン	クリーニング店	営業面積1m ² につき1.5ℓ
プラスタ阻集器	石こう・金・銀材 のくず	整形外科・歯科	200ℓ

(設置してはならない設備)

第4条 ディスポーザー排水が直接公共下水道に排出される「直接投入型(単体)ディスポーザー」は、設置してはならない。

(雑 則)

第5条 土地の状況、その他この基準により難い特別の事由があるときは市長の指示を受けなければならない。

附 則

この基準は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

私道への污水管布設要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、私道に公共下水道の污水管（以下「污水管」という。）を布設することにより、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

(污水管布設の条件)

第2条 この要綱により污水管を布設する私道は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 両端又は一端が污水管の布設されている公道に通じており、污水管の布設に支障がないこと。
- (2) 私道の土地所有者が污水管の布設を承諾していること。
- (3) 私道の污水管布設期間は永久であり、かつ、使用料が無償であること。
- (4) 私道の所有権を譲渡し、又は賃借権及びその他の権利を設定する場合は、譲渡人その他権利を取得する者に対し、污水管布設部分の使用を受け継がせる旨の確約ができること。
- (5) 布設しようとする污水管に汚水を排除すべき戸数が2以上で、速やかに排水設備の改造及びくみ取り便所を水洗化することが明らかであること。

(申 請)

第3条 私道に污水管の布設を希望する者は、代表者を定め、污水管布設申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し市長に申請しなければならない。

- (1) 污水管布設希望者名簿(様式第2)
- (2) 土地使用
工 事 承諾書(様式第3)
- (3) 私道の土地登記簿謄本
- (4) その他市長が必要とする書類

(採否の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、申請の採否を決定し、その結果を污水管布設決定(却下)通知書により通知しなければならない。

(完成後の措置)

第5条 この要綱に基づき布設した污水管の所有権は、小牧市に帰属する。

- 2 新たに利用の申出者がある場合は、私道の所有者及び既利用者は污水管への接続を拒んではならない。
- 3 私道の土地所有者は、当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

様式第1

汚水管布設申請書

年 月 日

(あて先) 小牧市長

代表申請者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電 話 _____

排水設備の改造を行うについて、下記の私道に汚水管を布設して下さるよう関係書類を添え申請いたします。

記

私道の位置および地積

添付書類

- 1 汚水管布設希望者名簿(様式第2)
- 2 土地使用 承諾書(様式第3)
工 事
- 3 私道の土地登記簿謄本
- 4 その他市長が必要とする書類

(注) 法人にあつては、その名称、代表者氏名およびその主たる事務書の所在地を記入すること。

様式第2

污水管布設希望者名簿

区画 対照 番号	住 所	氏 名	印	世帯員	電 話	摘 要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
私道平面図および土地所有者区画図						

土地 使用 承諾 書
工 事

年 月 日

(あて先) 小牧市長

住 所

氏 名 ⑩

電 話

私の所有する下記の土地に公共下水道の汚水管を布設することを承諾し「私道への汚水管布設要綱」を遵守いたします。

記

1 私道の所在地

2 土地使用料 無 償

(注) 私道の所有権を譲渡または賃借権およびその他の権利を設定する場合は、譲受人にこの内容を承諾させます。

法人にあつては、その名称、代表者氏名およびその主たる事務所の所在地を記入すること。

委 任 状

平成 年 月 日

様

住所

氏名

印

下記の土地に公共下水道の污水管を布設することについて委任します。

記

1. 土地の所在地

小牧市下水道事業受益者負担に関する条例

昭和60年3月30日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利で、その存続期間の定めのないもの又は存続期間が10年未満のものを除く。以下「地上権等」という。）の目的となつている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 市長は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を告示しなければならない。

(負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に、当該受益者が次条第1項の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により告示された区域内のもの地積を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額
第1負担区	400円
第2負担区	400円
第3負担区	480円
第4負担区	480円
第5負担区	500円
第6負担区	500円
第7負担区	500円
第8負担区	500円
第9負担区	500円
第10負担区	500円
第11負担区	500円
第12負担区	500円
第13負担区	500円

(賦課対象区域の決定等)

- 第5条** 市長は、負担金を賦課しようとするときは、その年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を負担区ごとに定め、これを告示しなければならない。
- 2 賦課対象区域は、前項の告示の日において既に事業に着手し、又は当該年度内に事業に着手することが予定される区域でなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

- 第6条** 市長は、前条第1項の告示の日現在における当該告示のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。
- 2 前項の負担金の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第1項の負担金の賦課は、前条第1項の告示の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。
- 4 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。

(負担金の納期)

- 第7条** 負担金は、16回に分割して4年度間で徴収するものとし、当該各年度におけるそれぞれの納期は、次のとおりとする。ただし、受益者が納期前納付の申出をしたときは、この限りでない。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
第2期 9月1日から同月30日まで
第3期 12月1日から同月25日まで
第4期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する期間の末日が土曜日となるときは、これらの日の翌々日を当該期間の末日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。
- 4 第1項の規定により負担金を分割した場合において、その金額に10円未満の端数があるときは、すべて最初の納期に係る分割金額に合算する。

(負担金の徴収猶予)

- 第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。
- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者が災害、盗難その他の事故により、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長において特に徴収を猶予する必要があると認めるとき。

(負担金の減免)

- 第9条** 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
 - (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
 - (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
 - (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
 - (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
 - (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者
- (受益者に変更があつた場合の取扱い)

第10条 第5条第1項の告示の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至つているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

- 2 延滞金の計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められる場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合

を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則（昭和63年条例第27号）

この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第37号）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

小牧市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（条文及び別表）

昭和60年11月16日

規則第30号

（趣 旨）

第1条 この規則は、小牧市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年小牧市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（受益者の地積）

第2条 条例第4条に規定する負担金（以下「負担金」という。）の算定基準となる地積は、公簿による。ただし、市長は、公簿により難いときその他特別の理由があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

（受益者の申告）

第3条 条例第5条第1項の規定により告示された賦課対象区域内の土地の所有者は、当該告示のあった日から30日以内に下水道事業受益者申告書（様式第1）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地に条例第2条第1項ただし書に規定する受益者（以下「権利者」という。）があるときは、当該権利者と連署しなければならない。

2 同一の土地について2人以上の所有者又は権利者があるときは、代表者を定め、当該代表者が前項の手続を行うものとする。

（負担金額等の決定通知）

第4条 条例第6条第4項の規定による負担金の額及びその納期等の通知は、下水道事業負担金決定通知書（様式第2）による。

（負担金の納入通知）

第5条 条例第7条第1項の規定による負担金の徴収は、下水道事業負担金納入通知書（様式第3）による。

（納期前納付報奨金）

第6条 条例第7条第1項ただし書の規定によって受益者が、各年度における第1期の納期に当該納期以後の納期に係る1年度分又は数年度分に相当する納付額を一括して納付した場合には、納期前に納付した負担金の額の100分の0.6に、第1期の納期の初日に当該負担金を納付したものとみなして算定した納期前に係る月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の報奨金を交付する。

（負担金の徴収猶予）

第7条 条例第8条の規定による負担金の徴収猶予は、別表第1に定めるところによる。

2 条例第8条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業負担金徴収猶予申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定して、下水道事業負担金徴収猶予決定通知書（様式第5）により通知するものとする。

4 負担金の徴収猶予を受けた者は、当該徴収猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(負担金の減免)

第8条 条例第9条第2項の規定による負担金の減免は、別表第2に定めるところによる。

- 2 条例第9条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業負担金減免申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。ただし、別表第2第5号に係る減免については、この限りでない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定して、下水道事業負担金減免決定通知書(様式第7)により通知するものとする。前項ただし書に規定する減免を決定したときも、同様とする。
- 4 負担金の減免を受けた者は、当該減免の理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(賦課徴収手続の特例区域の指定等)

第9条 市長は、別表第2第5号に該当する事業の施行区域内の土地に係る負担金が同号の規定により全額減免されるべきものと認めたときは、その区域を賦課徴収手続の特例区域として指定し、当該区域及び地積を告示するものとする。

- 2 前項の規定に基づき告示された賦課徴収手続の特例区域の土地については、その土地につき、第3条第1項、第5条並びに第8条第2項及び第3項に規定する行為をすべき者の行為は、当該告示の日においてなされたものとみなす。

(負担金の督促)

第10条 市長は、受益者又は第12条第1項に規定する納付代理人が負担金を納期限までに完納しないときは、納期限後20日以内に督促状(様式第8)を発しなければならない。

(受益者の変更の届出)

第11条 条例第10条の規定による受益者の変更の届出は、下水道事業受益者変更届(様式第9)による。

- 2 前項の場合において、同一の土地について2人以上の受益者があるときは、第3条第2項の規定を準用する。
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、下水道事業負担金更正(決定)通知書(様式第10)により通知するものとする。

(納付代理人)

第12条 受益者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないときは、市内において独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定めることができる。

- 2 受益者は、前項の規定により納付代理人を定めたときは、下水道事業負担金納付代理人届(様式第11)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の納付代理人を変更し、又は廃止したときは、速やかに下水道事業負担金納付代理人変更(廃止)届(様式第12)を市長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第13条 受益者又は納付代理人は、住所、居所、事務所又は事業所を変更したときは、速やかに下水道事業受益者(納付代理人)住所変更届(様式第13)を市長に提出しなければならない。

(不申告等の取扱い)

第14条 市長は、この規則に規定する申告又は届出すべき事項について申告若しくは届出のないとき、又はその内容が事実と異なると認めるときは、申告又は届出によらないで認定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第33号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年規則第1号）

- 1 この規則は、平成10年2月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の尾張北部都市計画小牧下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年規則第47号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第10号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年規則第41号）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第7条関係）

条例第8条に掲げる区分	徴収猶予の対象	猶予期間	猶予の額
第1号	係争地	受益者の決定（判決）までの期間	全 額
	市長がその状況により特に徴収猶予が必要であると認めるとき	2年以内	市長が認める額
第2号	災害等により負担金を納付することが困難であると認められるとき	市長の認定する期間	全 額
第3号	その他市長が特に徴収猶予が必要であると認めるとき	市長の認定する期間	全 額

別表第2（第8条、第9条関係）

条例第9条第2項に掲げる区分	減免の対象	減免率 (単位パーセント)	
第1号	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校用地	75	
	社会福祉施設用地	75	
	警察法務収容施設用地	75	
	一般庁舎用地	50	
	病院及び診療施設用地	25	
	有料の公務員宿舍用地	25	
	公営住宅用地	25	
	公用財産用地	25	
第2号	企業用財産となっている土地	25	
第3号	道路、河川、堤防、水路、公園、広場等の用地	100	
第4号	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けている受益者が所有し、又は地上権等を有する土地	100	
第5号	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業その他これらに類する事業により設置された排水管渠等の設置が公共下水道である場合又は当該事業者が公共下水道に係る費用を提供した場合においては、これら事業の施行区域内の土地	当該事業者が排水管渠等の施設を設置するために要した費用の額又は提供した額に応じて市長が定める率	
第6号	国又は地方公共団体が指定した文化財である建物その他の工作物の敷地	100	
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地	100	
	消防団が所有し、又は使用している消防施設用地	100	
	自治会等が運営管理する集会所用地	100	
	公道に準ずる私道及び水路敷	100	
	鉄道用地	踏切用地及び駅前広場	100
		線路用地	75
		その他の用地	25
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	75	
	私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校用地	75	
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地	50	
	雇用促進事業団施設用地	25	
	市長がその状況により特に減免する必要があると認める土地	市長が定める率	

小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

平成16年3月26日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、農業集落排水処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する廃水をいう。
- (2) 農業集落排水処理施設 農業集落の汚水を排除するために設ける排水管、公共汚水ますその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）及びこれに接続して汚水を処理するために設ける処理施設並びにこれらの施設を補完するため設けるポンプ施設その他の施設の総体で小牧市下水道条例（昭和61年小牧市条例第38号）の適用を受けないものをいう。
- (3) 処理区域 汚水を農業集落排水処理施設に排除することができる区域をいう。
- (4) 排水設備 汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水渠、ますその他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）で処理区域内の土地に設置するものをいう。
- (5) 使用者 汚水を農業集落排水処理施設に排除して、これを使用する者をいう。
- (6) 除害施設 汚水による農業集落排水処理施設への障害を除去するために必要な施設をいう。

(設置)

第3条 農業集落における生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、市に農業集落排水処理施設を設置する。

(名称及び処理区域)

第4条 農業集落排水処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	処理区域
小牧大草農業集落排水処理施設	小牧市大字大草、大草北、大草中、大草南及び大草西の各一部

(使用開始の告示)

第5条 市長は、農業集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、供用を開始すべき農業集落排水処理施設の名称、汚水を排除すべき区域その他供用について必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更するときも、同様とする。

(排水設備の設置等)

第6条 農業集落排水処理施設の供用が開始された場合においては、当該供用が開始された農業集落排水処理施設に係る処理区域内に汚水の排水施設（くみ取り便所並びに浄化槽及びこれに連結

した便所を含む。)を有する建築物の所有者、使用者又は占有者は、速やかに排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(除害施設の設置)

第7条 使用者は、小牧市下水道条例第10条各号及び第11条第1項各号に定める基準に適合しない汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除して農業集落排水処理施設を使用しようとするときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(管理責任者の選任)

第8条 除害施設を設置しようとする者は、当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任し、市長に届け出なければならない。管理責任者を変更した場合も、同様とする。

(し尿の排除の制限)

第9条 使用者は、し尿を農業集落排水処理施設に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(排水設備等の計画の確認等)

第10条 排水設備又は除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、その計画が小牧市下水道条例第6条第1項に規定する排水設備等の設置及び構造に関する法令(第13条第2項において「関係法令」という。)の規定に適合するものであることについて、市長に申請して、その確認を受けなければならない。

2 前項の申請をした者は、当該申請をした内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出て、同項の規定による確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の接続方法、内径等)

第11条 農業集落排水処理施設を利用しようとする者が設置する排水設備の接続方法、内径等については、次に定めるところによらなければならない。

(1) 農業集落排水処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共汚水ますに固着させること。

(2) 排水設備を公共汚水ますに固着させるときは、農業集落排水処理施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則で定めるところによること。

(3) 排水管の内径は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位人）	排水管の内径（単位ミリメートル）
150 未満	100 以上
150 以上 300 未満	125 以上
300 以上 500 未満	150 以上
500 以上	200 以上

（排水設備等の工事の施行）

第 12 条 排水設備等の新設等の工事は、小牧市下水道条例第 8 条に規定する指定工事店でなければ、施行してはならない。

（排水設備等の工事の検査）

第 13 条 排水設備等の新設等の工事を施行した者は、その工事が完了した日から 5 日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が関係法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等の工事を施行した者に対し、検査済証を交付するものとする。

（使用開始等の届出）

第 14 条 使用者は、農業集落排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（使用料の徴収）

第 15 条 市長は、使用者から農業集落排水処理施設の使用料を徴収する。

（使用料の算定方法及び額）

第 16 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額に 100 分の 108 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、排出量を隔月に検針する場合は、2 使用月に排除した汚水の量の 2 分の 1 の量を排出量とみなす。

2 排出量の算定は、次に定めるところによる。

（1）水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

（2）水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

（使用料の徴収方法）

第 17 条 使用料は、納入通知書により 2 使用月をまとめて徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、毎使用月又は随時に徴収することができる。

2 使用者は、使用料を口座振替の方法により納入することができる。

3 市長は、農業集落排水処理施設を一時使用する場合において必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、概算による使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から農業集落排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったときに行う。

(使用料の減免)

第18条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第19条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(使用料の収納事務の委任)

第20条 使用料の収納の事務は、小牧市水道事業管理者の権限を有する者に委任するものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条又は第9条の規定に違反した使用者

(2) 第8条又は第14条の規定による届出を怠った者

(3) 第10条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を施行した者

(4) 第12条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者

(5) 排水設備等の新設等の工事を施行して第13条第1項の規定による届出を、同項に規定する期間内に行わなかった者

(6) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(7) 第10条第1項の規定による申請書若しくはその添付書類、同条第2項本文若しくは第14条の規定による届出書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は資料の提出者

第23条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第30号で平成16年10月1日から施行)

附 則 (平成25年条例第32号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年6月の検針に基づき徴収する料金から適用し、同月前の検針に基づき徴収する料金については、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

基本使用料（1使用月につき）		超過使用料（1使用月につき）	
排出量	使用料	排出量	使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	718円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	72円
		20立方メートルを超え 40立方メートルまで	87円
		40立方メートルを超え 100立方メートルまで	106円
		100立方メートルを超え 500立方メートルまで	131円
		500立方メートルを超えるもの	160円

小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年 3月26日

規則第 8 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年小牧市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第 2 条 条例第 8 条の規定による届出は、除害施設管理責任者選任届（様式第 1）によるものとする。

(排水設備等の計画の確認申請等)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項の規定による確認の申請は、排水設備等計画確認申請書(様式第 2)によるものとする。

2 条例第 10 条第 2 項の規定による届出は、排水設備等確認事項変更届（様式第 3）によるものとする。

(排水設備工事の施行及び接続方法)

第 4 条 条例第 11 条第 2 号の規定による排水設備を公共汚水ますに固着させるときの箇所及び工事の施行方法は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に指示する方法によることができる。

(1) 排水設備を公共汚水ますに固着させる箇所は、下流側の排水管の底より高い箇所とすること。

(2) 排水設備を公共汚水ますに取り付けるときは、公共汚水ますの内壁面に突き出さない方法で取付部は漏水の生じない措置を講ずること。

(排水設備の構造基準)

第 5 条 排水設備の構造基準については、小牧市下水道条例（昭和 61 年小牧市条例第 38 号）第 3 条第 6 号に規定する排水設備の構造に関する法令の規定によるほか、次に定めるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 汚水の流速は、1 秒間に 0.6 メートルから 1.5 メートルの範囲内とする。

(2) 排水管の土かぶり、私道内では 60 センチメートル以上とし、宅地内では 20 センチメートル以上とする。

(排水設備等の工事の完了届)

第 6 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、排水設備等工事完了届（様式第 4）によるものとする。

(検査済証)

第 7 条 条例第 13 条第 2 項に規定する検査済証は、排水設備工事検査済証(様式第 5)とする。

(使用開始等の届出)

第 8 条 条例第 14 条第 1 項の規定による届出は、農業集落排水処理施設使用届（様式第 6。以下「使用開始等届」という。）によるものとする。

(使用月の始期及び終期)

第 9 条 使用月の始期及び終期は、次に定めるとおりとする。

(1) 計量のための装置が設置されている場合は、使用水量を計量した日をもって始期とし、次の計量の日をもって終期とする。ただし、隔月に検針する場合は、その中間の日に相当する日をもって終期とし、その日をもって次の使用月の始期とする。

(2) 計量のための装置が設置されていない場合は、月の初日をもって始期とし、その月の末日をもって終期とする。

(使用料の算定の特例)

第10条 使用月の中途において農業集落排水処理施設の使用の開始、休止若しくは廃止又は休止しているその使用の再開（以下「開始等」という。）をした場合の当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

(使用水量の認定等)

第11条 条例第16条第1項に規定する排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌使用月の排出量に含めるものとする。

2 条例第16条第2項第2号の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事にのみ水を使用する使用者については、世帯人員（使用開始等届を提出した日現在における住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記載された者をいう。以下同じ。）1人につき1使用月6立方メートルの量をもって使用水量とみなす。ただし、使用者が使用月の中途において使用の開始等をしたときは、その期間の日数に応じて使用水量を認定する。

(2) 前号に規定する使用者以外の使用者については、その使用者の世帯人員、業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定する。

(3) 前2号により難いときは、使用者の使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定する。

3 市長は、前項の認定をするために必要があると認めるときは、計量のための装置を取り付けさせることができる。

4 水道水以外の水を使用する使用者は、世帯人員、使用する水の種類又は使用形態に変更を生じた場合は、遅滞なく、世帯人員等変更届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免申請)

第12条 条例第18条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第34号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

除害施設管理責任者選任届

(あて先) 小牧市長

申請者 住 所

氏 名

⑩

(電話

)

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 変 更
排 水 番 号	第 号
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地(設置場所)	小牧市
除 害 施 設 の 種 類	
除害施設管理責任者	住 所 (ふりがな) 氏 名 電 話
選 任 年 月 日 変 更	年 月 日
備 考	

(注) 法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（第3条関係）

（表）

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

（あて先）小牧市長

申請者 住所
氏名 ⑩
（電話 ）
指定工事店 住所
氏名 ⑩
（電話 ）

次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
水道量水器番号	第 号		
設置場所	小牧市		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 汚水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
使用者	住所 氏名 ⑩ （電話 ）		
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水の併用 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
使用人数	人	敷地面積	平方メートル
		建物延べ面積	平方メートル（ 階建）
水洗便所改造資金融資あつせん希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※申請者が借地人又は借家人の場合のみ記入すること。			
建物所有者の承認	住所	氏名	⑩
土地所有者の承認	住所	氏名	⑩

※下記の欄は、記入しないこと。

		年 月 日
上記のことについて、次のとおり確認します。		
		小牧市長 ⑩
確認番号	第 号	
排水番号	第 号	
区 域	<input type="checkbox"/> 認可区域内	<input type="checkbox"/> 認可区域外
特記事項		

（注） 法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

添 付 書 類

- 1 申請地、方位及び目標物を表示した縮尺2,500分の1程度の位置図
- 2 排水設備調書
- 3 排水設備にあつては、敷地の境界、排水管及びますの位置並びに排水管の延長、こう配及び口径又は内のりを知ることできる次に定める図面
 - (1) 平面図 縮尺200分の1程度
 - (2) 縦断面図 (横の縮尺200分の1程度、縦の縮尺50分の1程度)
 - (3) 配管立図 縮尺200分の1程度
 - (4) 構造詳細図 縮尺20分の1程度
 - (5) その他市長が必要があると認める図面
- 4 他人の所有する排水設備又は他人の土地を通り使用(借用)する場合にあつては、それらの所有者の承諾書

(注) 法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第3条関係）

排水設備等確認事項変更届

年 月 日

（あて先）小牧市長

申請者住所

氏名 印

（電話 ）

指定工事店住所

氏名 印

（電話 ）

次のとおり届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 汚水設備	<input type="checkbox"/> 除害施設
確認番号	第 号	
排水番号	第 号	
設置場所	小牧市	
変更前		変更理由
変更後		

※下記の欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり確認します。	
小牧市長 印	
確認番号	第 号
排水番号	第 号
特記事項	

（注）法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第6条関係）

排水設備等工事完了届

年 月 日

（あて先）小牧市長

申請者 住所
 氏名 ⑩
 （電話 ）
 指定工事店 住所
 氏名 ⑩
 （電話 ）

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 排水設備等 <input type="checkbox"/> 除害施設
確 認 番 号	第 号
排 水 番 号	第 号
設 置 場 所	小牧市
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

（注）法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6（第8条関係）

農業集落排水処理施設使用届

年 月 日

(あて先) 小牧市長

使用者 住 所

氏 名 ㊟

(電話)

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開
排 水 番 号	第 号
水道量水器番号	第 号
排水設備等の設置場所	小牧市
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水の併用 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

(注) 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

2 水道水以外の水を使用している場合は、関係書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7（第11条関係）

世帯人員等変更届（井戸水等）

年 月 日

（あて先）小牧市長

使用者 住 所

氏 名 ⑩

（電話 ）

次のとおり届け出ます。

排 水 番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

（注）法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8（第12条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）小牧市長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

（電話 ）

次のとおり申請します。

排 水 番 号	第 号	
使用料納入通知書番号	第 号	
使 用 料	排水設備等の設置場所	小牧市
	減免申請額	年度 月分 金 円（ 立方メートル）
減免を受けようとする理由		

※下記の欄は、記入しないこと。

	年 月 日
上記のことについて、次のとおり決定しました。	
小牧市長 ⑩	
決 定 番 号	第 号
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却 下
決 定 理 由	
減 免 す る 額	円： 年度 月分： 立方メートル

（注）法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

小牧市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例

平成10年10月2日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、小牧市農業集落排水事業（以下「事業」という。）に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業の施行区域内にある建物又は土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利で、その存続期間の定めのないもの又は存続期間が10年未満のもの）を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。）で、事業により築造される農業集落排水施設により利益を受けるものをいう。

(分担金の額)

第3条 受益者の分担金の額は、1戸又は1区画当たり296,000円とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 分担金は、20回に分割して5年度間で徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申出をしたときは、この限りでない。

2 事業の継続中又は完了後に新たに受益者となった者は、前項の規定による方法で分担金を納付しなければならない。

(分担金の徴収猶予)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が当該分担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有する建物又は現に所有し、若しくは地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者が災害、盗難その他の事故により、当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(分担金の減免)

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している建物又は土地については、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(2) 前号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる建物又は土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第7条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

ただし、第4条第1項の規定により受益者から徴収する金額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小牧市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則（条文及び別表）

平成10年10月2日

規則第34号

（趣 旨）

第1条 この規則は、小牧市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成10年小牧市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業の施行区域）

第2条 条例第2条に規定する事業の施行区域は、次のとおりとする。

小牧市大字大草字丸根、大洞、寺之前、蛤田、前沢、西上、洞之海道、定根洞、九反所、七重、毛無、久捨、西浦、東上、屋土、中嶋、切畑、芝崎、池田、山崎、上之山、赤坂、穴田、五反田、檀之上及び清水洞の各一部並びに大草北、大草中、大草南及び大草西の各一部

（受益者の申告）

第3条 受益者は、小牧市農業集落排水事業受益者申告書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 同一の建物又は土地について2人以上の所有者（条例第2条に規定する所有者をいう。）があるときは、代表者を定め、当該代表者が前項の手続を行うものとする。

（分担金の通知）

第4条 条例第3条の規定による分担金の額及び条例第4条第1項の規定による納期等の通知は、小牧市農業集落排水事業受益者分担金通知書（様式第2）による。

（分担金の納期）

第5条 前条に規定する分担金の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

2 前項に規定する期間の末日が土曜日となるときはこれらの日の翌々日を、日曜日となるときはこれらの日の翌日を当該期間の末日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

4 前3項に規定する納期に係る分担金の徴収は、小牧市農業集落排水事業受益者分担金納入通知書（様式第3）による。

（納期前納付報奨金）

第6条 条例第4条第1項ただし書の規定によって受益者が、各年度における第1期の納期に当該納期以後の納期に係る1年度分又は数年度分に相当する納付額を一括して納付した場合においては、納期前に納付した分担金の額の100分の0.6に、第1期の納期の初日に当該分担金を納付したものとみなして算定した納期前に係る月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の報奨金を交付する。

（分担金の徴収猶予）

第7条 条例第5条の規定による分担金の徴収猶予は、別表第1に定めるところによる。

2 条例第5条の規定により分担金の徴収猶予を受けようとする者は、小牧市農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、小牧市農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予決定通知書（様式第5）により通知するものとする。

4 分担金の徴収猶予を受けた者は、当該徴収猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（分担金の減免）

第8条 条例第6条第2項の規定による分担金の減免は、別表第2に定めるところによる。

2 条例第6条第2項の規定により分担金の減免を受けようとする者は、小牧市農業集落排水事業受益者分担金減免申請書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、小牧市農業集落排水事業受益者分担金減免決定通知書（様式第7）により通知するものとする。

4 分担金の減免を受けた者は、当該減免の理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（受益者の変更の届出）

第9条 条例第7条の規定による受益者の変更の届出は、小牧市農業集落排水事業受益者変更届（様式第8）による。

2 前項の場合において、同一の建物又は土地について2人以上の受益者があるときは、第3条第2項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の届出があったときは、小牧市農業集落排水事業受益者分担金通知書により通知するものとする。

（雑 則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第24号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第32号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

条例第5条に掲げる区分	徴収猶予の対象	猶予期間	猶予の額
第1号	係争地	受益者の決定(判決)までの期間	全額
	市長がその状況により特に徴収猶予が必要であると認めるとき	2年以内	市長が認める額
第2号	災害等により負担金を納付することが困難であると認められるとき	市長の認定する期間	全額

別表第2（第8条関係）

条例第6条第2項に掲げる区分	減免の対象	減免率 (単位パーセント)
第1号	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けている受益者が所有する建物若しくは土地又は地上権等を有する土地	100
第2号	国又は地方公共団体が指定した文化財である建物	100
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地	100
	消防団が所有し、又は使用している消防施設用地	100
	自治会等が運営管理する集会所	100
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	75
	私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校	75
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内建物	50
	市長がその状況により特に減免する必要があると認める土地	市長が定める率